

2 生活衛生課関係業務

2－1 食品衛生関係

食中毒防止及び食品の安全を確保するため、令和7年度青森県食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を行い、また講習会を実施し食品衛生の知識の普及啓発に努めた。

(1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況

食品衛生法に基づく営業許可に係る業務を行うとともに、食中毒の発生を未然に防止するため、営業施設に対して監視指導を行い、食品衛生の確保に努めた。

(1)－1 改正食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設数及び行政処分件数

区 分 業種・年度計		営業 施設 数	許可件数		廃 業 施 設 数	監 視 指 導 件 数	処分件数					注意又は勧告	
			新 規	継 続			営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	物 品 廃 棄	そ の 他	文 書	口 頭
飲食店営業	食堂・レストラン等	286	49		5	135						103	32
	仕出・弁当	45	11			36						31	5
	旅館	28	4			22						15	7
	臨時	303	64			118						17	101
	その他	426	78		6	167						135	32
調理の機能を有する自動販売機													
食肉販売業		51	5		1	43						34	9
魚介類販売業		88	16			62						51	11
魚介類競り売り業		6	2			2						2	
集乳業													
乳処理業		1				1						1	
特別牛乳搾取処理業													
食肉処理業		6	2			4						4	
食品の放射線照射業													
菓子製造業		166	36			71						66	5
アイスクリーム類製造業		9				4						4	
乳製品製造業		1				1						1	
清涼飲料水製造業		13				6						5	1
食肉製品製造業		1											
水産製品製造業		58	11			20						19	1
氷雪製造業		3											
液卵製造業													
食用油脂製造業													
みそ又はしょうゆ製造業		13	4			4						4	
酒類製造業		5	1			3						3	
豆腐製造業		5	1			1						1	
納豆製造業		4	1			1						1	
麺類製造業		7	1			1						1	
そうざい製造業		94	17			33						28	5
複合型そうざい製造業													
冷凍食品製造業		2				1						1	
複合型冷凍食品製造業													
漬物製造業		98	6		1	24						23	1
密封包装食品製造業		30	2			6						6	
食品の小分け業													
添加物製造業		1											
R7		1,750	311		13	766						556	210
R6		1,452	519		12	709						570	139
R5		945	438		22	557					1	477	80

(1)－2 旧食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設数及び行政処分件数

区 分 業種・年度計		営業 施設 数	許可件数		廃 業 施 設 数	監 視 指 導 件 数	処分件数					注意又は勧告	
			新 規	継 続			営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	物 品 廃 棄	そ の 他	文 書	口 頭
飲食店営業	食堂・レストラン等	144			46	44						23	21
	仕出・弁当	49			30	8						5	3
	旅館	14			4	8						1	7
	臨時	13			23	1							1
	その他	203			83	51						37	14
菓子製造業		90			39	31						19	12
乳処理業													
特別牛乳搾取処理業													
乳製品製造業													
集乳業													
魚介類販売業		58			35	24						15	9
魚介類競り売り営業		6			2								
魚肉練り製品製造業		3				3						3	
食品の冷凍又は冷蔵業		5			1	2						2	
缶詰又は瓶詰食品製造業		10			5	5						3	2
喫茶店営業		4				2						1	1
あん類製造業		2				3						2	1
アイスクリーム類製造業		28			9	27						17	10
食肉処理業		5			1								
食肉販売業		24			8	20						15	5
食肉製品製造業		2				2						2	
乳酸菌飲料製造業													
食用油脂製造業		1											
マーガリン又はショートニング製造業													
みそ製造業		12			5	4						3	1
醤油製造業													
ソース類製造業		6				7						6	1
酒類製造業		2											
豆腐製造業		2			1	2						2	
納豆製造業		3											
めん類製造業		1			2								
そうざい製造業		64			29	12						7	5
添加物製造業													
食品の放射線照射業													
清涼飲料水製造業		4			1	2						2	
氷雪製造業		1			1								
R7		756			325	258						165	93
R6		1,082			538	285		1				201	84
R5		1,620			447	341						223	118

(1)－3 届出を要する食品関係営業施設数及び行政処分件数

集団食中毒の発生が懸念される学校及び社会福祉施設等の給食施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」又は関係業界団体が作成した手引書に基づき、自主衛生管理状況の点検を実施し、不備事項に関する改善指導を行った。

区 分 業種・年度計		届出施設数	監視指導件数	処分件数				注意又は勧告	
				営業許可取消	営業禁止	物品廃棄	その他	文書	口頭
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）		60	19					18	1
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）		114	27					22	5
乳 類 販 売 業		222	64					51	13
氷 雪 販 売 業		2							
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）		44	3					2	1
弁 当 販 売 業		2	1						1
野 菜 果 物 販 売 業		66	9					8	1
米 穀 類 販 売 業		27	2					1	1
通信販売・訪問販売による販売業		7							
コンビニエンスストア		62	15					15	
百貨店、総合スーパー		29	32					27	5
自動販売機による販売業（コップ式除く）		36							
その他の食料・飲料販売業		189	31					17	14
添加物製造・加工業（法第13条関係の製造除く）									
いわゆる健康食品の製造・加工業									
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）		8							
農産保存食料品製造・加工業		64	1						1
調味料製造・加工業		8	1					1	
糖 類 製 造 ・ 加 工 業									
精 穀 ・ 製 粉 業		5	1					1	
製 茶 業									
海 藻 製 造 ・ 加 工 業		5	1					1	
卵 選 別 包 装 業		2	1					1	
その他の食料品製造・加工業		112	7					3	4
行 商		6	2						2
集団給食施設	学 校	10	9					9	
	病 院 ・ 診 療 所	2	1					1	
	事 業 所	4							
	そ の 他	126	14					13	1
器具、容器包装の製造・加工業									
露店、仮設店舗等における飲食の提供（営業以外）		3							
そ の 他		1							
R7		1,216	241					191	50
R6		1,153	151					101	50
R5		1,066	155					135	20

(1)－4 改正食品衛生法に基づく許可を有する市町別食品関係営業施設数

市町名 業種・年度計	五 所 川 原 市	つ が る 市	鰯 ヶ 沢 町	深 浦 町	鶴 田 町	中 泊 町	そ の 他	計
飲 食 店 営 業	410	146	55	41	59	36	341	1,088
調理の機能を有する自動販売機								
食 肉 販 売 業	19	13	8	4	6	1		51
魚 介 類 販 売 業	22	12	12	10	2	16	14	88
魚 介 類 競 り 売 り 業	1			4		1		6
集 乳 業								
乳 処 理 業			1					1
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業								
食 肉 処 理 業	2	2	1		1			6
食 品 の 放 射 線 照 射 業								
菓 子 製 造 業	52	37	24	18	11	17		166
アイスクリーム類製造業	1	1	2	4		1		9
乳 製 品 製 造 業			1					1
清 涼 飲 料 水 製 造 業	3	2	2	1	2	3		13
食 肉 製 品 製 造 業	1							1
水 産 製 品 製 造 業	5	4	9	28	2	10		58
氷 雪 製 造 業	1			1		1		3
液 卵 製 造 業								
食 用 油 脂 製 造 業								
みそ又はしょうゆ製造業	3	6	1	1	1	1		13
酒 類 製 造 業	1	1	1	1	1			5
豆 腐 製 造 業	2	3						5
納 豆 製 造 業		4						4
麺 類 製 造 業	3	2		1	1			7
そ う ざ い 製 造 業	18	21	21	19	2	13		94
複合型そうざい製造業								
冷 凍 食 品 製 造 業				1	1			2
複合型冷凍食品製造業								
漬 物 製 造 業	23	28	19	9	9	10		98
密 封 包 装 食 品 製 造 業	9	4	4	1	3	9		30
食 品 の 小 分 け 業								
添 加 物 製 造 業	1							1
R7	584	286	161	144	101	119	355	1,750
R6	495	243	141	114	74	101	284	1,452
R5	367	152	62	63	57	63	181	945

※臨時営業、移動販売は、市町名では「その他」に集計した。

(1)－5 旧食品衛生法に基づく許可を有する市町別食品関係営業施設数

業種・年度計 市町名	五 所 川 原 市	つ が る 市	鯉 ヶ 沢 町	深 浦 町	鶴 田 町	中 泊 町	そ の 他	計
飲 食 店 営 業	218	43	59	35	26	27	15	423
菓 子 製 造 業	39	16	17	8	6	4		90
乳 処 理 業								
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業								
乳 製 品 製 造 業								
集 乳 業								
魚 介 類 販 売 業	12	5	16	17	2	5	1	58
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	2		1	2		1		6
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業				3				3
食品の冷凍又は冷蔵業	1	1		1	1	1		5
缶詰又は瓶詰食品製造業	2	1	2	1		4		10
喫 茶 店 営 業	4							4
あ ん 類 製 造 業	1	1						2
アイスクリーム類製造業	14	3	3	4	3	1		28
食 肉 処 理 業	1	2	1			1		5
食 肉 販 売 業	13	5			4	2		24
食 肉 製 品 製 造 業	1	1						2
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業								
食 用 油 脂 製 造 業						1		1
マーガリン又はショートニング製造業								
み そ 製 造 業	3	5			1	3		12
醬 油 製 造 業								
ソ ー ス 類 製 造 業	2	1		1	2			6
酒 類 製 造 業		2						2
豆 腐 製 造 業	1				1			2
納 豆 製 造 業	1	1				1		3
め ん 類 製 造 業	1							1
そ う ざ い 製 造 業	8	16	20	11	1	8		64
添 加 物 製 造 業								
食品の放射線照射業								
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	1	1		1			4
氷 雪 製 造 業			1					1
R7	325	104	121	83	48	59	16	756
R6	441	153	157	122	79	85	45	1,082
R5	604	251	225	205	101	126	108	1,620

※臨時営業、移動販売は、市町名では「その他」に集計した。

(2) 食品の収去検査実施状況

不良食品の排除及び適正表示の徹底を図るため、令和7年度は、県内で製造及び流通する食品を収去し、衛生研究所において検査を実施した。

検査項目 年度 検体名		検査した 収去検体数			微生物学的検査						理化学検査						放射性物質検査					
					良			不良			良			不良			良			不良		
		7	6	5	7	6	5	7	6	5	7	6	5	7	6	5	7	6	5	7	6	5
魚 介 類		3	3	3	3	3	3															
冷凍食品	無加熱冷凍食品	1	1	1	1	1	1															
	凍結前加熱済																					
	凍結前未加熱	1	1	1	1	1	1															
	生食用冷凍鮮魚介類食品																					
魚介類加工品		2	2	3	1	1	1				2	1	3									
肉卵類及びその加工品		6	6	6	3	2	2				3	5	5									
乳 製 品		3	3	2	1	3	2				2											
乳類加工品																						
アイスクリーム類・氷菓		2	2	2	2	2	1			1												
穀類及びその加工品		2		3							2		3									
野菜類・果物・加工品		14	17	18							14	17	17			1						
菓 子 類		2	6	8							2	6	8									
清涼飲料水		5	4	5	1	1	1				4	3	4									
酒 精 飲 料																						
氷 雪																						
水																						
缶詰・ビン詰食品		1	1	1							1	1	1									
その他の食品		10	8	4	2	2	2				8	6	2									
化学合成添加物																						
乳 類																						
器具及び容器包装																						
おもちゃ																						
計		52	54	57	15	16	14			1	37	39	43			1						

(3) 不良食品等の発見及び措置状況

不良食品等の基準等逸脱は３件だった。

営業者に対しては、引き続き不良食品が発生しないよう指導を行った。

区分 食品名等・年度計		不良食品発生件数	消費者の届出	営業者の届出	保健所で発見	発見場所		不良理由					行政措置の状況					
						県内	県外	表示違反	規格基準		カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品・廃棄	営業停止	整備改善	改善勧告	他の保健所に移送	その他
									細菌	化学								
食品	菓子類	1	1				1				1							1
	乳及び乳製品																	
	食肉及び食肉製品																	
	魚介類及びその加工品																	
	清涼飲料水																	
	麺類																	
	そうざい及びその半製品	1		1		1		1					1					
	その他の食品	1	1			1					1							1
器具及び容器包装																		
R7		3	2	1		2	1	1			2		1					2
R6		2	1	1		2		2										2
R5		4	1	1	2	2	2		1	1	1	1				1	1	2

(4) 行政処分等の状況

令和７年度の行政処分はなし。

区分 年度		違反件数 (実数)	違反内容				違反条項						行政処分等内容						告 発
			異物	法定外添加物	規格基準	表示 その他	法六条	法十 条	法十二 条	法十三 条	法十九 条	法五十五 条	禁 止	停 止	廃 業	整備 改善	改善 勧告	そ の 他	
R7																			
R6		1					1							1					
R5		1			1					1							1		

(5) 食中毒発生状況

令和7年度の食中毒事件はなし。

年度	発生件数	患者数	有症者数	死者数	病因物質／件数
R7	発生なし	—	—	—	—
R6	発生件数 2 件	8	8	0	カンピロバクター・ジェジュニ 1 件 ノロウイルス (GⅡ) 1 件
R5	発生件数 2 件	19	19	0	サルモネラ属菌 1 件 植物性自然毒 1 件

(6) 食品衛生関係講習会等の実施状況

食品衛生責任者講習会のほか、食中毒防止講習会や農産物等の加工食品に関する衛生講習会等を計 16 回実施し、受講者数は延べ 451 人であった。

年度		R7	R6	R5
区分				
食品衛生責任者	回数	13	15	12
	受講者数	318	466	356
その他	回数	3	6	8
	受講者数	133	132	135
計	回数	16	21	20
	受講者数	451	598	491

2-2 生活衛生関係

(1) 生活衛生営業施設関係

住民の日常生活と密接な関係にある理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場の生活衛生関係営業について、各々関係法令に基づき確認又は許可事務を行ったほか、施設の衛生確保について監視指導を行った。

(1)－1 生活衛生関係営業施設許可等の状況

区分 許可等・年度		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館				公衆浴場			興行場		
					旅 館・ ホ テ ル	簡 易 宿 所	下 宿	計	一 般	そ の 他	計	常 設	仮 設	計
許 可 (確認)	R7	2	7	1									1	1
	R6	3	7		2	7		9					1	1
	R5	4	5		3	5		8		4	4		1	1
廃 止	R7	9	18	1		1		1	4	3	7		1	1
	R6	15	8	4	3	4		7	1	2	3		1	1
	R5	7	13	5(3)	2	2		4	3	1	4		1	1

(1)－2 生活衛生関係営業施設監視・指導の状況

区分 年度		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館			公衆浴場		常 設 興 行 場
					旅 館・ ホ テ ル	簡 易 宿 所	下 宿	一 般	そ の 他	
R7		82	126	19(10)	43	20		28	15	4
R6		80	129	32(7)	26	25		27	20	4
R5		59	113	29(22)	25	22		16	17	5

(1)－3 生活衛生関係市町営業施設数

区分 市町名・年度		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館				公衆浴場			常 設 興 行 場
					ホ テ ル 旅 館・	簡 易 宿 所	下 宿	計	一 般	そ の 他	計	
五所川原市		82	173	29(12)	19	29		48	8	10	18	6
つがる市		49	65	11(5)	8	3		11	10	3	13	3
鰯ヶ沢町		19	24	4(2)	9	8		17	4	3	7	1
深浦町		9	18	1(0)	9	11		20	3	3	6	
鶴田町		18	22	6(2)	4	2		6	4	3	7	
中泊町		16	30	3(1)	3	5		8		1	1	1
R7		193	332	54(22)	52	58		110	29	23	52	11
R6		200	343	54(22)	52	59		111	33	26	59	11
R5		212	345	58(25)	53	56		109	33	28	61	11

(2) 建築物衛生関係

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、多数の人が使用し、又は利用する一定規模以上の特定建築物について立入検査を実施し、建築物の空気環境、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ昆虫等の防除等環境衛生の維持に関する事項について指導を行った。なお、同法第13条第1項に規定される国又は地方公共団体の用に供する特定建築物に対しては資料の提出を求め確認した。

また、建築物清掃業、建築物飲料水貯水槽清掃業及び建築物環境衛生総合管理業の登録指導を行った。

(2)－1 特定建築物施設数及び監視指導件数

区分 市町名・年度	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
五所川原市	1		10(2)	5		3(3)	3[3]	22(5) [3]
つがる市			4	1			2[1]	7 [1]
鱒ヶ沢町				1		2(1)	1	4(1)
深浦町				2				2
鶴田町			1(1)	1				2(1)
中泊町				1			1[1]	2[1]
R7	1		15(3)	11		5(4)	7[5]	39(7) [5]
R6	1		15(11)	11(5)		5(1)	7(1)	39(18)
R5	1(1)		15(4)	11(5)		5(1)	7(2)	39(13)

※()内は監視指導件数、[]内は資料提出を求め確認した件数である。

(2)－2 建築物衛生に係る登録営業所数

区分 年度	建築物 清掃業	建築物 空気 環境 測定業	建築物 空気 調和用 ダクト 清掃業	建築物 飲料水 水質検 査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ 昆虫等 防除業	建築物 環境衛 生総合 管理業	計
R7	10(2)	1			8(1)	1	3	1(1)	24(4)
R6	9(1)	1			8(1)	1	3(2)	1	24(4)
R5	9(3)	1			8(1)	1(1)	3	1	23(5)

※()内は監視指導件数である。

(3) その他の施設数

区分 市町名・年度	遊泳用プール	火葬場	墓	納骨堂
五所川原市	3	3	258	3
つがる市		2	133	
鱒ヶ沢町	1	1	108	
深浦町		1	39	1
鶴田町	1	1	36	
中泊町	1	2	42	6
R7	6	10	616	10
R6	6	10	532	10
R5	6	10	529	7

※学校プール以外の遊泳用プール

2-3 化製場等関係

死亡獣畜の適正な処理について関係機関を通じて指導している。

死亡獣畜取扱場の設置状況

市町名・年度 \ 区分	焼却	埋却	設置年
五所川原市			
つがる市	1	1	焼：S61、埋：H5
鱒ヶ沢町			
深浦町			
鶴田町			
中泊町			
R7	1	1	
R6	1	1	
R5	1	1	

2-4 温泉関係

温泉利用施設については所要の監視・指導を行った。

また、温泉法に基づく温泉の掘削、動力装置及び利用許可に際し、申請に基づいて調査等を実施した。

(1) 温泉（源泉）及び利用施設の監視指導状況

年度 \ 区分	合 計	源泉・掘削 ・動力(増掘)	利用施設	備 考
R7	214	25	189	
R6	142	22	120	
R5	173	24	149	

(2) 温泉（源泉）数及び許可の状況

市町名	区分 年度	温泉数	掘削申請 (掘削許可)	増掘申請 (増掘許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請 (利用許可)
五所川原市	R7	46				
	R6	46				
	R5	46				
つがる市	R7	27				
	R6	28				
	R5	28			1 (1)	10 (10)
鱒ヶ沢町	R7	10				
	R6	10			1 (1)	
	R5	11				
深 浦 町	R7	14				
	R6	14				
	R5	14				
鶴 田 町	R7	16				
	R6	16				
	R5	17				5 (5)
中 泊 町	R7	9				
	R6	9				
	R5	9				6 (6)
計	R7	122				
	R6	123			1 (1)	
	R5	125			1 (1)	21 (21)